

リスク分担表

段階	リスクの種類		番号	リスクの内容	豊中市	事業者
共通	募集資料リスク		1	募集要項の誤り又は内容の変更に関するもの	○	
	応募リスク		2	応募費用及び応募図書作成等に関するもの		○
			3	応募図書の取扱いに関するもの	○	
	資金調達リスク		4	必要な資金の確保に関するもの		○
	基本協定締結リスク※ ¹		5	事業者と基本協定が結べない又は協定締結手続きに時間がかかる場合	○	○
	制度関連リスク	法制度リスク	6	法制度の新設・変更に関するもの		○
		許認可リスク	7	許認可の遅延に関するもの (本市で取得するもの)	○	
			8	許認可の遅延に関するもの (本市で取得するもの以外)		○
		税制度リスク	9	一般的な税制変更（新税含む）に関するもの		○
	社会リスク	環境問題リスク	10	土壌汚染に関するもの	○	
			11	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
		第三者賠償リスク	12	事業者が施工した工事や施設運営により第三者に損害を与えた場合		○
	債務不履行リスク	事業者の責めによるもの	13	事業者の基本協定内容の不履行		○
			14	事業者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での事業者の変更		○
			15	事業者の責めにより工事が完成せず契約解除に至った場合		○
		本市の責めによるもの	16	本市の基本協定内容の不履行	○	

	不可抗力リスク※ ³		17	地震、火災、風水害、盗難、その他本市の責に帰すことの出来ない事由によって事業者が被った災害		○
	金利リスク		18	金利の変動		○
	物価リスク		19	物価の変動		○
	事業の中止・延期リスク	本市の責めによるもの	20	本市の責任による遅延・中止	○	
		事業者の責めによるもの	21	事業者の責任による遅延・中止		○
			22	事業者の事業放棄・破綻		○
計画段階	計画・設計リスク	発注者責任リスク	23	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		○
		測量・調査リスク	24	事業者の実施による測量・調査に関するもの		○
			25	地質障害、地中障害物により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長		○
		設計リスク	26	本市の条件提示や指示の不備・変更によるもの	○	
			27	事業者、請負会社による指示、判断の不備によるもの		○
建設段階	建設リスク	工事遅延リスク	28	工事開始後、本市の要求による設計変更等により、工事が契約に定める工期より遅延する又は完工しない場合	○	
			29	事業者の責めにより、工事が契約に定める工期より遅延する又は完工しない場合		○
		工事監理リスク	30	事業者の工事監理に関するもの		○
		性能リスク	31	事業者が行う工事の施工不良によるもの		○
		工事費増大リスク	32	工事完了後の本市の指示に起因する工事費の増大	○	
			33	上記以外の工事費の増大		○
		施設損傷リスク	34	使用前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○
運営段階	運営リスク	施設瑕疵リスク	35	事業者の設置した公園施設に関する瑕疵担保責任		○
			36	上記以外の公園施設に関する瑕疵担保責任	○	

	施設損傷リスク	37	事故・火災等による施設の損傷。施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの		○
		38	第三者（本件施設の利用者を含む）による施設の損傷		○
	利用者トラブル	39	事業者の設置許可区域内に関する利用者からの苦情及び利用者間のトラブルへの対処		○
	需要変動リスク	40	当初の需要見込みより下回った状況による損害		○
	原状回復リスク	41	事業者の責による設置許可の取消に伴う許可施設の原状回復に関するもの		○
事業期間終了	原状回復リスク	42	設置許可施設の原状回復に関するもの		○
※ 1 基本協定リスク 協定が締結できない場合は、それまでに本市、事業者にかかった費用はそれぞれが負担するものとします。 ※ 2 不可抗力リスク 公園施設等が復旧困難な被害を受けた場合、本市は事業者に対して当該施設等に関する業務の全部の停止を命じることがあります。また、ふれあい緑地は防災機能を有する公園となることから、災害発生時には、災害対応のため、業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。上記による業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、事業者は本市に補償を請求することはできません。 【その他注意事項】 天災等により都市公園が使用できなくなった場合は、使用料の一部については、還付の対象となることがあります。本市が管理する公園施設の管理・運營業務（定期的な点検等）に伴い、事業者の事業に休業等が発生した場合等、いかなる理由においても、事業者は本市に補償を請求することはできません。					